

議案第15号

西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月27日

西脇市長 片山象三

(理由)

奨励措置の対象となる業種の追加及び奨励金支給に係る要件の変更を行うため。

西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例

西脇市産業立地促進措置条例（平成17年西脇市条例第 126号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号エ中「運輸業」を「道路貨物運送業及び倉庫業」に改め、同号に次のように加える。

オ その他地域経済を牽引する事業として市長の認定を受けた事業

第2条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とする。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、最初に固定資産税が課される年度から3年度を限度として、同号の規定による固定資産税の課税免除に代えて、その額の範囲内において全部又は一部を奨励金として支給することができる。

第3条の3中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「装置」の右に「（認定事業者となった日の翌日から起算して2年を経過する日まで（同日までに法第17条の2第6項の規定により地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に新たに設置した場合に限る。）」を加える。

第5条第2号中「第3条第2号」を「第3条第1項第2号」に、「操業開始日に20人（中堅企業にあつては10人、中小企業にあつては5人、小規模企業にあつては2人）」を「操業開始日（操業開始日の翌年度以後における奨励金の支給については、当該年度当初）に5人（中小企業にあつては2人）」に改め、同条第3号中「第3条第3号」を「第3条第1項第3号」に改め、同号ウ中「20人」を「5人」に、「中堅企業にあつては10人、中小企業にあつては5人、小規模企業にあつては2人」を「中小企業にあつては2人」に改める。

附則第3項及び第4項中「平成31年3月31日」を「平成35年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第2号及び第3号の規定は、この条例の施行の日

以後に西脇市産業立地促進措置条例第5条の規定により指定を受けようとする企業について適用し、同日前に同条の規定により指定された企業については、なお従前の例による。